

[illegible]

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田委員、林下委員を御指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「石狩湾新港管理組合の協議案件について」

○（総務）企画政策室山本主幹

石狩湾新港管理組合から、財産の処分について及び港湾整備事業特別会計補正予算について、10月10日付けで協議がありましたので、説明いたします。

今回の２件の協議内容は、中央３工区の土地処分と西地区工業用地等の取得にかかわるものですので、初めにこの内容を、資料１－１と資料１－２を基に説明させていただきます。

まず１点目が、中央地区３工区の土地の処分についてです。

概要図の右側が中央地区になりますが、この中央地区の太枠で囲んだ部分が今回の処分する土地となります。この土地は北海道電力株式会社が発電所用のタンクなどの燃料設備の建設を計画している箇所であり、本年５月に北海道電力から土地の購入の申込みがあったことから、売却を行うものでございます。

この売却する土地の面積は約9.3ヘクタール、売却予定額が約43億2,500万円となっており、価格については平成26年１月末時点での簿価となっております。

この売却により生じる収入につきましては、造成時の起債の償還として約34億8,000万円を充てるほか、次に説明します西地区の土地の購入費に充てる予定でございます。

なお、今回の北海道電力への売却によりまして、中央地区での分譲予定地は全て売却となる見込みでございます。

次に、２点目の西地区工業用地等の取得について説明いたします。

概要図の左側が西地区になりますが、直轄事業により埋立て造成された西地区の工業用地及び港湾関連用地について、将来の売却予定地として管理組合が北海道開発局から取得し、あわせて海浜地としての用途が喪失した埋立地背後の海浜地についても、埋立地と一体の売却予定地として、用途廃止の後、管理組合が北海道財務局から取得するというものでございます。

概要図で説明いたしますと、今回購入する土地は①から⑥、合計面積が約34.4ヘクタールとなっております、①は開発局が埋立てを完了した土地、④と⑤は財務局所管となる旧海浜地で、この太枠で囲んだ①、④、⑤は、港湾計画上の工業用地に位置づけておりまして、北電の発電所建設計画地となっている部分でございます。また、②と③は開発局が埋立てを完了した土地、⑥は財務局所管となる旧海浜地で、この②と③、⑥は港湾計画上、港湾関連用地として位置づけている土地でございます。

これらの土地の価格につきましては、不動産鑑定評価により、合計で約９億4,500万円となっております、この土地を購入する財源は、先ほど説明した中央地区の売却による起債償還後の余剰金を充て、不足分につきましては起債での借入れを行うものでございます。

なお、国の港湾工事に伴い発生した土地につきましては、国が民間事業者へ直接売却することができないため、港湾管理者である管理組合が取得し、26年度に管理組合が売払いの公募を行う予定となっております。

以上が、財産処分と土地の取得についての概要でございます。

次に、管理組合からの協議内容について説明いたします。

１点目が、財産処分についてです。資料２をごらんください。

内容は、先ほど説明した中央地区の財産処分の協議でありまして、売却面積が９万2,664.12平方メートル、売却

価格が43億2,553万7,000円、売却先が北海道電力株式会社となっております。

続きまして、協議内容の2件目でございます。中央地区の土地処分と西地区の土地取得に係る港湾整備事業特別会計補正予算についてです。資料3をごらんください。

まず、歳入から説明いたします。財産収入の財産運用収入ですが、中央地区の売却までの期間における土地貸付収入として540万6,000円の増、財産売却収入は、中央地区の土地売却により43億2,553万7,000円の増、組合債は、西地区の土地取得の財源として、5,100万円の増となっております。

次に、歳出ですが、港湾建設費の単独事業費は、測量費、不動産鑑定報酬、土地購入費として、9億4,779万8,000円の増、公債費は、中央地区で借り入れていた元利金債の元金償還費と利息として、34億3,414万5,000円の増となっております。

補正予算の内容は以上ですが、今回の補正予算による母体負担金の変更はございません。

以上が、管理組合からの2件の協議案件ですが、市としましては同意回答したいと考えているところでございます。

○委員長

これより質問に入ります。

なお、質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎中央地区3工区の土地の処分について

最初に、中央地区の3工区の土地処分にかかわってなのですけれども、北海道電力がここに発電設備及び附帯設備を、北海道ガス株式会社と協力してということなのですが、現時点でのLNG火力発電所の建設計画の進捗状況について聞かせてください。

○（総務）企画政策室山本主幹

火力発電所の建設計画の進捗状況でございますけれども、まず環境アセスメントの状況ですが、本日から環境影響評価の準備書の縦覧が開始されたところでございます。この縦覧については1か月間行い、その後2週間、意見を募集するということで予定していると聞いております。最終的には評価書を作成しまして公告、縦覧を行うということになりますけれども、アセスメントの手の完了時期としましては、来年度の上期を目標にしているということで北電から聞いているところでございます。

また、建設工事につきましては、この環境アセスメントが終了した後、来年10月には現地着手したいということで聞いているところでございます。

○小貫委員

次に、今、報告で、石狩湾新港管理組合が行ってきた臨海部の土地造成事業についてありましたけれども、これは事業費として幾らかかって、ほかに売れている土地があるわけですが、そこで売却で得た額との関係などを踏まえて、簿価の算出というのはどうやって出たのか、その根拠を示してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

簿価の算出の根拠でございますけれども、まず、平成24年度末までの金額で示しますと、工事費、海浜地の取得費、埋立て免許にかかわる経費、起債の利子などを含めた全部の事業費でございますが、この中央地区は三つの工区に分かれておりまして、1工区が約56億5,000万円、2工区が約22億9,000万円、3工区につきましては約84億6,000万円という事業費になっておりまして、合計が約164億円の事業となっております。一方、これまでに土地の売却、貸付けがございまして、これらの収入が約121億円ございます。この差額が今、約43億円あるのですが、この価格が

24年度末現在の簿価という扱いになります。来年1月、売却予定と考えておりますので、この金額に来年1月までの起債の利息を加算しまして、土地の貸付収入を差し引いて、簿価を算出してきているということでございます。

○小貫委員

繰上償還の34億8,000万円に充てるということなのですから、この繰上償還となる起債はいつの時点で借りて、いつまでの償還計画だったのか聞かせてください。

○（総務）企画政策室山本主幹

3工区の事業は平成8年度から始まっていますが、もとは臨海債という起債で借入れをしております。その後、元利金債というものに借換えをしているのですが、この起債は18年度と19年度の2年度で借りかえた分として残っております。この元金の償還予定につきましては、10年後の27年度に約11億7,000万円、28年度に約22億9,000万円を償還する予定でございまして、合計で約34億5,000万円の元金償還の予定でございました。

○小貫委員

今、平成8年度から始まっているのだけでも、18年度、19年度で借りかえたということなのですが、なぜ借換えがこの辺はできたのか、何か理由があるのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

土地が売れる、売れないという状況もございまして、社会経済情勢の変化等により造成地の売却が進まない場合でも、元金償還金の支払を行わなければならないということが生じますので、売却収入が確保されるまでの当面の間、起債償還金の不足分に対して起債措置が講じられることになったことから、この元利金債で借り入れたということになっております。

○小貫委員

この繰上償還によって、来年度以降、管理組合の公債費がどの程度減額されて、小樽市にはそのことによってどの程度影響があるのかお示してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

今回、3工区の元利金債の繰上償還をすることによりまして、減額するとどのような影響があるかということで、平成25年度予算ベースで申し上げます。25年度の当初の元利金債の利息としては約4,400万円計上しております。土地が売れますと、起債を償還しますとこの利息が生じなくなりますので、そっくりその分が減額となるということで、小樽市に影響する額としましては、この額の6分の1に相当する額でございます。740万円ほど減額になるということで見込まれております。

○小貫委員

◎西地区工業用地等の取得について

続きまして、西地区について伺います。

先ほども中央地区の工事について聞きましたが、西地区の工業用地について、直轄事業によって埋立て造成されたと資料にあるのですが、どのような直轄事業だったのか、そして管理組合としての負担割合はどういうものだったのか聞かせてください。

○（総務）企画政策室山本主幹

この直轄事業の内訳でございますけれども、中央地区の泊地マイナス10メートル、また中央地区の泊地マイナス7.5メートル、それに東地区の泊地マイナス7.5メートルなどの事業ということで聞いております。負担割合につきましては、平成元年度と2年度の分が20パーセント、3年度以降が15パーセントということで聞いております。

○小貫委員

報告で、北海道電力が国から直接購入することができないということなのですから、その理由について、法的根拠も踏まえてもう少し詳しく示してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

民間事業者が直接購入できない理由でございますけれども、これにつきましては、港湾法第53条並びに北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第1項で定められておりまして、港湾法第53条で申し上げますと、国が行った港湾工事によって生じた土地は「港湾管理者に譲渡することができる。この場合の譲渡は、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内で無償とする」ということになっておりまして、国は港湾管理者以外には譲渡できないこととなっております。このため、港湾管理者が一度国から土地を取得し、その後、民間事業者に売却するというところでございます。

○小貫委員

今の説明にあった港湾法第53条なのですけれども、「港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内で無償とする」ということなのですが、そうすると、今回取得する土地の本来の評価額というのは幾らで、無償に相当する金額というのは幾らに当たるのか、見込みをお示してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

今回の額に相当する金額ということなのですけれども、今回取得する、港湾工事によって生じた土地の評価額は、資料1－2によりますと①と②と③の部分ですが、約10億800万円、これに対して、管理組合の購入予定額は約8億5,700万円です。無償に相当する額はその差額分でございますので、約1億5,100万円でございます。

○小貫委員

資料1－2の、④と⑤の海浜地と①の工業用地とでは、取得にかかわる手続上、どのような違いが生まれるのか説明してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

①の工業用地につきましては、管理組合議会で補正予算の議決後ということで説明させていただきますと、ここは北海道開発局からの取得となります。本契約を結ぶこととなりますけれども、随意契約での見積り合わせということで聞いております。

また、④と⑤の海浜地につきましては、開発局との契約後に、海浜地の土地の隣接者として、北海道財務局と随意契約ということになると聞いております。

○小貫委員

それで、今、発電所計画の用地を公募するということなのですが、公募での売却予定価格について、示せる範囲で構いませんので説明してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

発電所計画用地の売却予定価格でございますけれども、予定価格につきましては、公募を行う時点で、評価額を基に算出することとなりますが、今回の予算計上においての発電所計画用地の評価額につきましては、約8億7,000万円になると聞いております。

○小貫委員

中央地区の3工区の土地処分の約43億2,500万円と繰上償還の約34億8,000万円で、その差額が約8億4,500万円です。一方、土地購入に充てるのが約9億4,500万円ということで、約1億円不足します。それに見合う分として組合債5,100万円となっているのですけれども、数字がこれだと合わないの、この辺をどのように合わせるのか、それについて説明してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

西地区の土地取得に係る約1億円の財源不足とその財源となる組合債が5,100万円の差額についてなのですけれども、当初予算で計上した元利金債の利息、約4,400万円が不要になるということが一つです。もう一つが、3工区の土地使用料収入、約500万円がありますので、この二つを合わせますと約4,900万円ということで、新たな財源が

生じるため、残りの約5,100万円を起債で手当ですということになっております。

○小貫委員

最後に、臨海債での借入れということなのですが、この臨海債というのは、通常の起債とどのように違うのか、若しくは違いがないのか、その辺を詳しく説明してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

臨海債とはどういうものなのかということなのですが、港湾整備で公共事業の対象とならない用地の造成を行うに当たりまして借入れを行うものでありまして、臨海部土地造成事業の地域開発事業債と呼ばれるものでございます。この臨海債につきましては、一般公共事業債のように、元利金債の償還の際に、交付税措置といったものはないという起債になっております。

○委員長

共産党の質問を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

今、共産党からいろいろとお聞きになった部分で重複する部分がありますので、それは抜いてお聞きします。

◎土地の取得について

まず、今回、報告にあった西地区工業用地等の取得ですが、簡単に言いますと、先にこの土地を北海道開発局や北海道財務局から取得して、最終的には用地を売却することなのでしょう。それを先に買うと約9億4,500万円ということでありまして。その報告の中で、約9億4,500万円、そして測量費が100万円、不動産鑑定報酬費が143万4,000円、要するにこれらを全部足して購入価格ということで、まずはよろしいですね。

○（総務）企画政策室山本主幹

購入に係る費用につきましては、資料3の歳出の摘要欄に書いておりますけれども、土地購入費として9億4,536万4,000円と、土地購入に当たる経費としまして測量費が100万円、不動産鑑定報酬が143万4,000円ということでございます。

○鈴木委員

一切合財かかるのが約9億4,500万円プラス経費ということになるわけですね。

それで、このスケジュールといいますか、先ほどの、環境アセスメントをやっている石狩湾新港の発電所建設ですが、これは、北海道電力に必ず売るということは約束できない土地であるわけですし、公募をかけるということですが、これも、本市のこの前の土地開発公社の件もあります。この金額でお買いになって、平成26年9月に工業用地売却予定【西地区】ということになっておりますけれども、例えば時勢によって不動産鑑定評価額で商いをするわけですが、このときに上がり下がりというのは当然考えられると思いますけれども、その点についてはどうお考えなのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

今回評価した基準が8月ということ聞いております。来年公募する時点で時点修正をするということですので、この半年余りの間で多少増減する可能性はゼロではないのではないかということですのでございますけれども、あくまでも売る場合についてはその時点での価格ということ聞いております。

○鈴木委員

ということになりますと、土地の評価額が上がって、利ざやというか、それが増えることもあるけれども、損をするということもあるという考えでよろしいということですか。

○（総務）企画政策室山本主幹

今回、購入するときに、評価額に対して増える場合もありますし、減る場合もあるということ考えております。

○鈴木委員

それで、極端に言いますと、買った価格から大差なくそうやって売れば一番よいのですけれども、今の時点で、先ほど言いました、どうしても取得しなければいけない理由というのはどういうことなのでしょう。

○（総務）企画政策室山本主幹

今、北電の建設計画がございまして、来年の秋、10月ぐらいには現地着手したいということでございます。これを逆算していきますと、まず、土地の公募を来年度早々には行いたいという考え方がございます。そのためには、今年度中に石狩湾新港管理組合が国から土地を買わなければならないということになります。この土地取得にかかわりましては、管理組合議会の議決も必要になってきます。管理組合議会の第3回定例会が11月に開催される予定ですので、まず、この時点で予算措置をするということが必要となってきます。その後、来年2月に予定している管理組合議会の第1回定例会で、財産の取得ということでまた議案となります。それをクリアしていかなければならないということで、今回、このタイミングでどうしても買わなければならないということでございます。

○鈴木委員

それで、資料1-2の図の中で、西地区でありますけれども、工業用地①、④、⑤が、たぶんでいえば北電に買っていただきたいという土地になろうかと思えます。ところが、②、③、⑥になりますけれども、こちらは売却先が確定していないと考えるのですが、こちらは北電にお買い上げいただけるのですか。北電とは限らないですね、基本的には公募をかけるわけですが、当てとしてそういうお考えになっているのかどうかお聞きします。

○（総務）企画政策室山本主幹

鈴木委員がおっしゃるとおり、①、④、⑤につきましては、北海道電力がここに発電所を建てたいという場所でございます。②、③、⑥は、港湾関連用地として港湾計画上決めていますけれども、こちらについて具体的に購入したいという事業者がいるという話は今のところ聞いておりません。

○鈴木委員

ということになりますと、①、④、⑤は当てがあったようですけれども、②、③、⑥はどちらかお買い求めになるような当てがないという中で、今回、土地を取得ということになるわけですが、それはこれからお探しになるだろうし、売れないとなかなか困るのだろうと思っております。

それで、先ほどの小貫委員の質問の話で確認したいのですけれども、先ほどの元利金債の利息、約4,400万円について、今回、売却することにより約34億8,000万円をお返しになることで、必要がなくなったと。ただ、これは、小樽市の負担が6分の1、約740万円ではあるけれども、今回は戻さないということですね。そのまま約4,400万円をお使いになるということですから、プラス5,100万円で先ほどの約1億円を補うということではよろしいですか。

○（総務）企画政策室山本主幹

鈴木委員がおっしゃるとおりでございます。

○鈴木委員

そうなりますと、小樽市はどういう影響を受けるのかということでもう一つお聞きしたいのは、最終的に平成26年9月ごろ、工業用地として売却予定で、たぶん先ほどの8億7,000万円ぐらいになるのですけれども、それが入ってきた場合、管理組合ではその金額についてはどういう処分をお考えなのか、それがわかっていたら聞かせていただけますか。

○（総務）企画政策室山本主幹

来年、土地が売れた場合の考え方なのですけれども、まだ確定はしておりません。ただ、管理組合の意向としては、8億円ぐらいの余剰金が出る可能性がありますので、その分につきましては各母体に何らかの形で返していきたいというような意向は持っているということで聞いております。

○鈴木委員

そういうことでありますと、平成26年9月ごろ、公募をかけて売却できたというときには、そういった処分案が出るのではないかという話ですので、その時点で小樽市としては、ある程度お金として戻ってくるという考えでありますので、わかりました。

あと心配なのは、26年9月、工業用地売却ということで、こちらの思いでは北電ということでもありますけれども、これは公募でありますので、いろいろな形で、邪魔ではないですが、いろいろな方がいますから、例えば北電が最終的に買い上げになるだろうから、途中でもう少し高い金額で買いになって転売というようなことを考える方もいらっしゃると思うのです。そういうことを防ぐため、何か手段はとりなのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室山本主幹

来年、管理組合が公募するときには、適切な土地利用が図れるように、資格要件を設定しまして、応募者がその要件を満たしているか審査を行った上で決定していきたいということです。具体的な資格要件についてはまだ決まっていませんけれども、そのような形で公募していきたいということで聞いております。

○鈴木委員

という話ですので、せっかく土地を買ってまた売るということで、順調に進んでいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいということで、私は質問を終わります。

○委員長

自民党の質問を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

○石狩湾新港発電所建設計画の環境影響評価について

私からは、まず、環境影響評価の件についてなのですが、今回、報告いただきまして、環境影響評価の今後のスケジュールという部分で伺いたいののですが、本日10月17日から11月18日まで準備書の縦覧ができるということですけれども、その後のスケジュールについてはどのようにになりますか。

○（総務）企画政策室山本主幹

縦覧期間が1か月、その後2週間は意見を提出する期限となっております。この意見を事業者が、それらに対する事業者見解というものとして取りまとめます。それを小樽市も含めた関係市、北海道等に送付する形になります。その事業者の見解を含めて、今度は小樽市も含めた各自治体が意見書を出すということになります。

その意見書を基に、今度は経済産業省で内容を精査しまして、事業者に対して勧告というものを出すことになります。この勧告というのは、例えば再調査、いろいろな項目を追加して調査しなさいなどという内容のものなのですが、スケジュール的には、北海道電力の希望としましては、2月末ぐらいをめどに国からの勧告をいただきたいという希望を持っているということで聞いております。

その後、その勧告の内容に従いまして、いろいろな取りまとめの際、再調査がもしあれば行いまして、最終的な評価書というものをつくる形になります。その評価書ができましたら、もう一度国に届出をしまして、最終的にはそれが公告・縦覧される運びとなっております。先ほど申しましたように、最終的な終了のめどは平成26年の上期ということで聞いております。

○秋元委員

来年の上期ということでしたが、いただいた資料を見ますと、1号機の工事の開始予定が平成26年10月ということでありまして、順調にいけば来年の上期ということでしょうけれども、今回の資料の中で、発電所の出力で、方法書の段階で50万キロワット級が3基ということで、約160万キロワット程度の出力だということを予定されておりました。今回、170万8,200キロワットということで、この数値的なものが明らかになりましたけれども、約

10万キロワット以上の差がありますが、これに関しての影響はないのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

北電の計画としましては、もともと160万キロワット級という形で表現されていたので、約10万キロワット上がることによって、市として特に影響があるとは考えておりません。

○秋元委員

それで、環境アセスメントガイドというのを見ると、方法書についても縦覧するということになっていたのですけれども、この方法書はいつぐらいに縦覧されたのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

方法書の縦覧は平成24年2月に開始されています。その後、1年8か月かけて調査を行って、今回の準備書の作成ということになったところでございます。

○秋元委員

方法書についても、一般の方が環境保全についての意見などを寄せることも可能となっていますけれども、それについての意見や、事業者の見解もしあったとすれば、どのような意見が寄せられて、どういう見解が事業者としてなされたのか、それはたぶん今回の準備書に掲載されていると思うのですが、もし何か押さえていましたら、その意見が何件ぐらいあったのかについて示していただけますか。

○（総務）企画政策室山本主幹

市に対して届出が昨日されたばかりでして、中身はまだ詳しく確認できておりません。確認して、後日、報告させていただきたいと思います。

○秋元委員

◎石狩湾新港発電所に係るパイプライン及び送電線の整備について

それで、今回、3号機の運転開始予定が平成40年12月ということで、時間が結構かかるものだと感じています。北電のLNGタンクから、パイプラインでLNGガスを引くことになると思いますけれども、当初いろいろなことが考えられていたかと思うのですが、中央水路内を横断といいますか、海底を横断していくような形をとるのか、それとも岸壁といいますか、ずっとその周りに沿ったパイプラインの予定なのか、その辺の予定はどう考えられていますか。

○（総務）企画政策室山本主幹

北電から示されている位置なのですけれども、中央地区の根元から西地区に向かってパイプが引かれることしか今のところわかっておりませんが、地中に埋設される管になるという話は聞いています。ただ、今後、具体的にどのような工事を進めるかなどについては、石狩湾新港管理組合と協議されていくと思っていますので、今の段階では定かになっていないということでございます。

○秋元委員

それで、平成26年10月、1号機の工事開始ということで、送電施設の工事もたぶん始まってくるかと思いますが、その辺の状況といいますか、情報は何かありますか。

○（総務）企画政策室山本主幹

送電線のルートでございますけれども、発電所から真っすぐ札幌方面に抜けます。その先は、当別町のほうまで送電線を送るということで聞いています。工事につきましても、今、正確な期間はわかりませんが、発電所の供用開始に向けて進めていきたいということで聞いております。

○秋元委員

◎西地区の港湾関連用地及び緑地について

次に、今回、西地区の①から⑥までの土地を購入するというので、たしか本年第1回定例会あたりで、この西

地区の用途変更がされていると思います。その際に港湾関連用地と緑地というふうには用途変更されていると思いますけれども、先ほど、ほかの委員の方からもありましたが、②、③、⑥の土地は港湾関連用地ということで、この港湾関連用地のできることとできないこと、これはどのようなことなのでしょう。

○（総務）企画政策室山本主幹

この港湾関連用地につきましては、先ほど説明しましたように、港湾計画上の港湾関連用地ということで、その用途は保管施設用地、流通施設用地、港湾関連業務施設用地ということで、いろいろな用途がございます。今、管理組合として考えておりますのが、保管施設用地としてで、野積み場や貯木場、石炭を置くような保管施設でございます。ただ、規制につきましては、法的なものは今ない状態でございます。今後、都市計画の市街化区域に編入するという作業の中で、まず用途変更というか、その辺をまず縛ります。それと、分区指定というものがあるので、すけれども、管理組合としましては、近いうちにそういうこともしてまいりたいということで聞いております。

○秋元委員

ほかの港湾では、港湾関連用地で例えば物販もされていると伺いました。今の御答弁によればかなり限られてくるのだと思うのですけれども、まだ分区指定がされていないということで、これから指定するということなのですが、分区指定がされてから、たぶん土地の販売をする形になるかと思うのですけれども、分区指定はいつぐらいをめぐりに考えていらっしゃるのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

まだ確定ではないのですけれども、港湾計画の改訂自体を平成26年度に行いたいと管理組合では計画しております。その後、そういう手続に入りたいという意向で聞いております。

○秋元委員

緩衝緑地ということで緑地を設けておりますけれども、今、貯木場などの施設もということでしたが、工業用地については、発電所という用途で使われることが既にある程度決まっております。例えば荷さばき地でいいですとチップヤードであったりしますので、火災などの心配もされているということをお伺いしたのですけれども、緑地が緩衝帯として設けられて、貯木場のような施設といいますか、そういう使い道が果たして可能なのかなのか、不安に感じている方もいらっしゃいます。その辺の整理はこれからされていくように思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

発電所が近いということで、いろいろと懸念されることはあると思うのですけれども、あくまでもこの発電所につきましては、電気事業法上の手続を経て建設されるということなので、それについては事業者みずから対策を練るということで考えております。

○委員長

公明党の質問を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎石狩湾新港管理組合の財産処分と土地の取得について

石狩湾新港管理組合の財産処分と土地の取得について、報告をお聞きしまして、今まで細部の数値についても、各会派からそれぞれ質問がありました。私どもとしては、処分の目的や売却先について、北海道電力のLNG火力発電所、その関連施設ということでありますので、非常によかったと思っております。

一方で、北電も、循環型エネルギーへの転換圧力というのが非常に強まる状況の中で、火力発電所の必要性というのは、電力の安定供給の立場から決断したものではないかということで推察いたしているところであります。常々私どもが主張しているように、脱原発を推進する立場からも大変喜ばしい施策だと理解いたしまして、提案そのも

のは非常に歓迎すべきものであると理解いたしております。

また、西地区の工業用地の取得につきましても、小樽市に所在する土地であることや、取得後の売却ということも明確でありますから、これについても了としたいと思います。

ただ、先ほどの答弁を聞いておりますと、取得と売却後の関係ですけれども、不動産鑑定の評価で場合によっては損をすることもあると、こういう見解でありました。やはりできるだけマイナスにならないような慎重な取組をすることが必要ではないかと思います。先般の定例会でも、土地開発公社の処分問題で多くの議論があったところではありますし、これとは目的も条件も全く違うものではありませんけれども、やはり土地を取得してすぐに売却して赤字が出たということでは、市民感情としてなかなか理解が得づらいものだと思います。そういう点については十分に検討していただきながら、今後の交渉に当たっていただきたいと思います。

これまでいろいろと理事者から御答弁がありましたけれども、ぜひぶれずに自信を持ってこの施策を進めていただきたいと思いますので、以上で私の見解を終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質問を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

◎中央地区 3 工区の土地の処分について

もう質問もあらかた出たと思うので、1 点だけ確認というか、伺いたかったのが、中央地区の土地の売却について、当然土地を売るときにメリット・デメリットがあると思うのですが、デメリットを考えたときに、これより高く売れるということはないと思うので、メリットを考えたときに、繰上償還をしたときに、当然ながら早く返したということで、市にとってのメリットというか利益があると思うのですが、そこについてもう少し詳しくお聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室山本主幹

今回、中央地区 3 工区が売れるということで、これまで元利金債の利息は、今年度でいうと約 4,400 万円ですが、各母体が負担してきておりまして、今までもそうでしたし、売却されない場合、今後もずっと続く予定でしたので、そういった面からも、今後の負担もなくなるということですし、今まで利息分を各母体が立て替えて払っていた分も含めて売却できるということで、各母体にもその分が戻ってくるような形になりますので、市としても売れてありがたいという気持ちでございます。

○成田委員

結局は回り回って母体の負担が減ることは、市民の負担が減るということだと思うので、ぜひこれについては報告どおりに御尽力していただければと思います。

○委員長

一新小樽の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。